

日本結核病学会会則

〔平成19年6月4日一部改正〕

第1章 名 称

第1条 本会は日本結核病学会といふ。

第2章 目的及び事業

第2条 本会は結核及び関連領域の研究の進歩を図ることを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 学術総会、研究集会の開催
2. 会誌、関連研究文書の刊行
3. 結核及び関連領域研究の推進と研究者の育成
4. 会員相互の連絡及び親睦
5. 結核及び関連領域の問題についての行政機関への勧告、提言、内外の学術団体との交流
6. その他必要な事項

第3章 事 務 所

第4条 本会は事務所を東京都清瀬市松山3丁目1番地24号財団法人結核予防会結核研究所内におく。

第4章 会 員

第5条 本会は正会員、学生会員、功労会員、名誉会員、特別名誉会員、団体会員及び賛助会員をもって組織する。

第6条 各種会員の資格要件は、以下の通りとする。

- (1) 正会員 医師、医科学研究者並びにその他の医療從事者で本会の目的に寄与する者
 - (2) 学生会員 大学の学部学生で本会の事業に関心を抱く者
 - (3) 名誉会員ならびに功労会員 本会の事業に多大の貢献をし、評議員会の議を経た者
 - (4) 特別名誉会員 外国の医師・医科学研究者で、わが国との結核及びその関連領域の研究に顕著な貢献をし、評議員会の議を経た者
 - (5) 団体会員 大学図書館等で本会の事業に関心を抱く者
 - (6) 賛助会員 本会の目的に賛同し、本会の事業を後援しようとする個人または団体
2. 学生会員、名誉会員、特別名誉会員、団体会員及び賛助会員は、役員の選挙資格並びに被選挙資格をもたない。
3. 功労会員、名誉会員及び特別名誉会員の推薦内規は別に定める。

第7条 正会員、団体会員及び賛助会員になろうとする者は、当該年度の会費を添えて所定の入会申込書を理事長に提出しなければならない。

2. 学生会員になろうとする者は、そのほかに評議員の推薦書を提出しなければならない。

第8条 会員（名誉会員及び特別名誉会員を除く）は、つぎの理由によってその資格を喪失する。

- (1) 理事長に退会届を出したとき
- (2) 会費を引き続き2年滞納したとき

第9条 本会会員として不適当と判断された者にたいしては、理事会の議を経て評議員会にはかり、入会拒否または除名の処分をすることができる。

2. 入会拒否並びに除名の処分に関する細則は別に定める。

第10条 会員は別に定める年会費を当該会計年度（1月～12月）内の3月末日まで納入するものとする。

2. 納入された会費は、いかなる理由があっても返還しない。
3. 学生会員の会費は、正会員の会費の半額とする。
4. 名誉会員及び特別名誉会員は、会費の納入を必要としない。
5. 賛助会員の会費は、理事長が裁量し、理事会及び評議員会に報告する。

第5章 役 員

（役員の種類と定数）

第11条 本会に次の役員をおく。

会長 1名

理事 定数は改選毎に理事会で定める。各支部に割り当てる理事の定数は各支部の正会員数の1%（端数は4捨5入）とし、1名のみの支部は2名とする。理事のうち1名を理事長、3名以内を常務理事とする。

監事 2名

評議員 正会員数のおおむね7%とし、改選毎に理事会で定数を定める。

（役員の選出）

第12条 会長及び次期会長は、定期評議員会において評議員の中から選出し、その結果を総会に報告する。

2. 会長並びに次期会長は、職責上理事・評議員を兼ねる。
 3. 会長及び次期会長を除く理事は、支部毎に評議員の互選によって選ぶ。ただし、評議員会の承認を必要とする。
 4. 理事長及び常務理事は理事会で互選する。
 5. 監事は、正会員の中から評議員会で選出し、理事長が委嘱する。
- 但し、理事長及び常務理事と同じ機関に属する者の中から選んではならない。
6. 評議員は、各支部に所属する正会員の中から支部毎に選出される。

（役員選挙の施行細則）

第13条 理事及び評議員の選出方法は、施行細則により別に定める。

（役員の職務）

第14条 会長は定期学術総会を組織・運営する。会長に事故があるときは、理事長がその職務を代行する。ただし理事長の代行が困難なときは理事会の議を経て、別に代行をおくことができる。

2. 理事長は本会を代表し学術総会以外のすべての会務を統轄する。
3. 常務理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、

その職務を代行する。

4. 理事は理事会を組織し、本会の会務を議決、執行し、またはその執行を監督する。

第15条 監事は本会の会務、資産及び会計の状況を監査する。業務について不正の事実を発見したときはこれを評議員会に報告しなければならない。

第16条 評議員は評議員会を組織して、本会則に定める事項を審議し、決定する。

(役員の任期等)

第17条 会長の任期は1年とし、前任者による定期学術総会終了の翌日から当該定期学術総会終了の日までとする。

会長は重任、再任ともにできない。

2. 理事の任期は2年とする。任期はその任期満了の年の定期学術総会終了日までとする。但し、職責による理事（会長、次期会長）の期間は任期に含まれない。

第18条 監事の任期は2年とする。監事は重任できない。任期はその任期満了の年の定期学術総会終了日までとする。

第19条 評議員の任期は4年とし、重任を妨げない。

但し、2年以内に満65歳に達する者の任期は2年とする。
任期はその任期満了の年の定期学術総会終了日までとする。
但し、職責による評議員（会長、次期会長）の期間は任期に含まれない。

第20条 補欠または増員により選任された理事、監事並びに評議員の任期は次の役員選出までの期間とする。

第21条 役員に本会の役員としてふさわしくない行為または事情があった場合には評議員会の議決により、これを解任することができる。

その細則は別に定める。

第6章 役 員 会

(理事会)

第22条 理事会は隨時必要に応じ理事長が招集する。

2. 理事会は、理事現在数の2分の1以上の者が出席しなければ開催できない。ただし、予定された議案につき書面をもってあらかじめ意志を表示した者（委任状を含む）は、出席者とみなす。
3. 理事会の議事は、この会則に別段の定めがある場合を除き、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
4. 監事並びに支部長は理事会に出席して意見を述べることができる。
5. 理事会の開催に先立ち、あらかじめ各理事に対し、主議題、開催日時及び場所を明記して、開催日から少なくとも2週間前に連絡しなければならない。

(評議員会)

第23条 定期評議員会は年1回、原則として定期学術総会の機会に理事長が招集する。

2. 理事長は、必要あるときは、臨時評議員会を招集することができる。
3. 前条第2項から5項までの規定は、評議員会についてこれを準用する。この場合、「理事会」または「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」または「評議員」と読み替えるものとする。
4. 名誉会員並びに功労会員は評議員会に出席し意見を述べ

ることができる。但し、議決権はない。

(評議員会の審議事項)

第24条 評議員会は、次の事項を審議し決定する。

- (1) 会長及び定期学術総会の開催場所の決定
- (2) 理事の承認及び監事の選任
- (3) 予算（会費の変更を含む）の決定と決算の承認
- (4) 各種委員会の設置及び廃止の決定
- (5) 会則の変更
- (6) 会員の身分に関する件（功労会員、名誉会員、特別名誉会員の推挙、役員の解任、会員の除名処分など）
- (7) 資産の処分に関する事項
- (8) その他必要な事項

第7章 学 術 総 会

第25条 本会は年1回定期学術総会を開催する。

2. 学術総会は会長によって組織、運営される。理事長、常務理事、理事はこれを補佐する。
3. 学術総会においては、結核及びこれに関連する研究発表とそれにもとづく意見交換を行う。
4. 学術総会において、今村賞および研究奨励賞受賞者の表彰と受賞記念講演を行う。
5. 会長は学術総会プログラムの編成に関する諮問機関としてプログラム委員会をおく。プログラム委員会の規定は別に定める。
6. 会長はプログラム委員会の議を経て特別講演及びシンポジウムを決定する。
7. 会員中発表を希望するものはその演題（要旨を添える）を締切り期日までに会長に申込むものとする。
8. 会長は演題内容が不適当と認められる時はプログラム委員会の意見を聞き、発表をことわることができる。

第8章 総 会

第26条 総会はすべての会員で構成する。

2. 総会は学術総会の機会に開催し、理事長が議長となり会務また会計、役員人事、会則の変更などの報告を行う。
3. 総会の報告事項は学会誌にて会員に通知する。

第9章 会 計

第27条 本会の経費は、会費並びに本会の事業による収入、本会の資産から生ずる果実、寄付金並びにその他の収入をもって支弁する。

2. 本会の事業計画及びこれに伴う予算は、会計年度毎に理事長が編成し、理事会並びに評議員会に提出して、その承認を受けなければならない。
3. 本会の決算は理事長が作成し、事業報告とともに監事の監査を受け、理事会並びに評議員会に提出して、その承認を受けなければならない。
4. 予算及び決算は、総会及び学会誌上で公表するものとする。

第28条 本会の会計年度は毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

第10章 会 誌

第29条 本会は会誌「結核」(Kekkaku) を発行する。「結核」

の編集は編集委員が行う。

2. 「結核」には結核及びこれに関連した研究の原著、総説、症例報告、短報、学術総会または支部学会における発表、会務報告、委員会報告、会員よりの通信、結核に関する情報、技術講座、その他編集委員会の必要と認めた事項を掲載する。
3. 「結核」の発行は月刊を原則とする。但し編集委員会の決定によって変更することがある。
4. 会員には「結核」を無料で配布する。
5. 会員は「結核」に投稿することができる。投稿規定は編集委員会で定める。投稿規定の定めるところによって掲載料を徴収することがある。

第11章 委 員 会

第30条 本会の事業を推進するために各種委員会をおくことができる。

2. 委員会の設置及び廃止は、理事会の議を経て評議員会において決定する。
3. 委員会の運営（委員の定数を含む）は、別に定める「各種委員会規程」による。本規程は理事会で作成し、評議員会の承認を得るものとする。

第31条 会誌「結核」の編集のために編集委員会を常置し、委員長には常務理事（編集担当）があたる。学術総会のプログラム編成のためにプログラム委員会を年次毎に編成し、当該年次の会長が委員長となる。また、学会賞の選考のために学会賞選考委員会をおき、委員長には会長があたる。

2. その他、理事会で理事以外の会員の参与を必要とすると判断された問題の審議のために、必要に応じて委員会を設置することができる。これらの委員会の委員長は原則として理事のなかから選び理事長が委嘱する。
3. プログラム委員会を除く委員会の委員は、各支部の推薦（支部推薦委員）によるが、委員長は必要に応じて委員を推薦することができる（委員長推薦委員）。委員は、理事会の議を経て理事長が委嘱する。
4. 各種委員会は審議内容または決定事項を理事会に報告または答申しなければならない。
5. 各種委員会がその審議の結果を本会以外へ見解等として発表するには、原則として理事会の承認を得、評議員会に報告しなければならない。とくに重要な問題については評議員会の承認を得るものとする。

第12章 学 会 賞

第32条 本会は会員の業績を顕彰し結核に関する研究を奨励するために学会賞をもうける。学会賞は今村賞ならびに研究奨励賞とする。

2. 今村賞は本会会員の結核に関する研究を奨励する目的で、研究奨励賞は本会会員の若手研究者の研究を奨励する目的で、いずれも財団法人結核予防会大阪府支部今村記念事業基金より本会に寄贈される金員をもって充てられる学会賞である。

会員は規定に従って今村賞および研究奨励賞受賞者候補として推薦を受けることができる。

今村賞および研究奨励賞受賞者は学会賞選考委員会によって選考され評議員会の承認をうけるものとする。

第13章 支 部

第33条 本会は以下の地方支部をおく。

北海道地方（北海道）
東北地方（青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島）
関東地方（東京、神奈川、千葉、埼玉、栃木、茨城、群馬、山梨、長野）
北陸地方（新潟、富山、石川、福井）
東海地方（愛知、岐阜、三重、静岡）
近畿地方（大阪、京都、滋賀、兵庫、奈良、和歌山）
中国・四国地方（岡山、広島、島根、鳥取、山口、香川、徳島、愛媛、高知）
九州地方（福岡、佐賀、大分、長崎、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄）

2. 支部はその地方の本会会員をもって組織する。会員の所属支部は原則として所属機関の所在地によってきめる。
3. 本会は各支部の経費として会費年額の10%の額に各支部所属の会費納入者会員数を乗じて得た金額を交付する。
4. 各支部は本会会則に準じて支部会則を定め、支部長を含む役員をおく。
5. 支部長は支部に所属する本会評議員の互選によって選出され、支部運営を統轄する。

第14章 会則の変更及び解散

第34条 本会則の変更は、評議員会において出席評議員の三分の二以上の議決を経るものとする。なお、総会で報告しなければならない。

第35条 本会は評議員会において評議員現在数の三分の二以上の賛成をえた上、総会の承認をうけなければ解散できない。

第36条 本会の解散に伴う残余財産の処理については評議員会で決定し、総会の承認をうけるものとする。

附 則

以下の附則は本会会則の補則をなすもので、前述の規定によらず評議員会において出席評議員の半数以上の賛成によって改定できる。

1. 会費：正会員、功労会員ならびに団体会員の年会費は10,000円とする。
学生会員は5,000円とする。
2. 本会の事務を処理するため職員をおくことができる。
職員の任免は、理事会の議を経て理事長が行う。
処遇に関しては労働諸規定に従うが、非常勤者については理事長が決定する。

附 則

本会則は昭和63年6月4日から施行する。

附 則（平成元年4月26日改正）

本附則の改正は平成2年1月1日から施行する。

1. 会費：普通会員の年会費は8,000円とする。
学生会員は4,000円とする。

附 則（平成3年4月22日改正）

本附則の改正は平成4年1月1日から施行する。

附 則 (平成11年4月14日改正)

本会則は平成11年4月17日から施行する。

但し、第19条 評議員の年齢による任期制限ならびにそれに
関わる細則（日本結核病学会役員選挙施行細則における評議

員被選挙権の年齢制限）は、平成12年4月20日より施行する。

附 則 (平成13年4月19日改正)

本附則の改正は平成13年4月22日から施行する。